**平成３１年度**

**国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（商工労働関連）**

平成３０年７月

大阪府

**平成3１年度国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（商工労働関連）**

日頃から、大阪府商工労働行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

大阪・関西は、人口減少に伴う国内市場の縮小等の課題を抱える一方、近隣アジア諸国の成長を取り込むチャンスも有しています。また、産業のグローバル化とグローバルに活躍できる人材が求められる一方、AI、IoT等の革新的技術が社会生活全域に急速に浸透しています。

そのような中、大阪府では、大阪の産業・経済を支える中小企業について、AI・IoTなどを活用した新事業の創出や事業承継支援、創業・ベンチャー支援など、国の生産性革命と連動しつつ、持続的発展とグローバル化のための支援に取組んでまいります。また、再生医療を中心とするライフサイエンス分野に関連する企業等の集積を図るなど、大阪・関西の成長につなげるための施策を展開してまいります。

また、若者・女性や障がい者、高齢者など多様な人材が活躍できるよう、働き方改革など、国の施策を踏まえて、様々な就業支援を行うとともに、産業振興と一体となった人材育成に取組んでまいります。

これらの施策の推進にあたっては、国・広域自治体・基礎自治体の役割分担を徹底し、それに見合った権限と財源配分を行った上で、地域の実情にあった事業を効果的に展開できるよう、地方分権改革を一層進めることが不可欠です。

　平成３１年度の国家予算編成に当たりましては、本府の商工労働分野における課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

**平成３０年７月**

**大阪府知事　　　松 井　一 郎**

**Ⅰ　中小企業の活力が発揮できる環境づくり**

**１．災害を想定した中小企業への支援　･････････････････････････････････････････････**

**１**

**２．中小企業等のグローバル化支援施策の拡充・強化･･･････････････････････**

**１**

**３．中小企業等に対する資金支援の充実・強化　･･････････････････････････････**

**１**

**４．商業活性化施策の充実・強化　････････････････････････････････････････････････････**

**２**

**Ⅱ　大阪・関西のポテンシャルを活かした成長促進に向けて**

**１．健康・医療関連産業の世界的クラスター形成･････････････････････････････････**

**２**

**２．第四次産業革命での生産性向上やイノベーション創出への取組み･･･**

**３**

**３.** **新エネルギー産業の成長促進　･･････････････････････････････････････････････････････**

**３**

**４．競争力強化に向けた産業基盤の整備　　････････････････････････････････････････････**

**４**

**Ⅲ　多様な人材が活躍できる環境づくり**

**１．障がい者雇用の促進　･････････････････････････････････････････････････････････････････････**

**５**

**２．労働環境の向上････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････**

**６**

**３．あいりん地域対策の強化･･･････････････････････････････････････････････････････････････････**

**６**

**４. ホームレスの方の就労機会の確保・提供････････････････････････････････････････････････**

**６**

**Ⅳ　国と地方の適正な役割分担について**

**１．ハローワークの地方公共団体への移管　　･･････････････････････････････････････**

**７**

**２．運輸事業振興対策の推進･･･････････････････････････････････････････････････････････････････**

**７**

# **Ⅰ　中小企業の活力が発揮できる環境づくり**

## **１．災害を想定した中小企業への支援**

地域産業の重要な役割を担う中小企業が、地震などの災害が発生し被害を受けた場合、国民生活や経済活動に与える影響は大きく、事業活動の継続とその正常化を促進するため、損害に対する税額控除や助成金などの経済的支援措置等を講じること。

また、損害を最小限にとどめ、事業の継続、早期復旧を可能とするためのＢＣＰ（事業継続計画）導入に際しての費用の補助などの必要な対策を講じること。

## **２．中小企業等のグローバル化支援施策の拡充・強化**

中小企業等のグローバル化支援については、従来、海外の販路拡大や製造拠点等の海外進出がターゲットとされてきたが、今後は、事業承継問題や創業ベンチャーの支援など、中小企業の経営環境を取り巻く課題の解決も見据え、海外から国内企業への出資、外国企業との業務提携、共同技術研究・開発等の多様なアプローチが必要とされる。こうした様々な形のグローバル化が円滑に展開されるよう、海外からの対内直接投資等への戦略的な優遇策の強化・拡充を図られたい。

## **３．中小企業等に対する資金支援の充実・強化**

**＜中小企業等への円滑な資金供給の確保＞**

本年４月から信用補完制度の見直しが実施され、信用保証協会と金融機関の連携によるリスク分担やセーフティネット保証の大宗を占める５号保証の責任共有化等が実行に移されたところ。本見直しにより中小企業・小規模事業者の円滑な資金調達に支障が生じることのないよう、見直し後の状況について的確に把握するとともに、必要に応じて、金融機関等に対し見直し趣旨の再徹底を図る等適切な対応を講じること。

**＜創業者向け融資における保証対象要件の緩和＞**

創業者向け保証制度（創業関連保証・創業等関連保証）は、創業前又は創業後日の浅い中小企業者が円滑な資金調達を行う上で重要な役割を果たしているが、個人事業者として創業後に法人成りした場合は利用出来ないこととなっている。しかしながら、経営形態が個人か法人かによって区別すべき理由はなく、ともに、創業期の中小企業者として、手厚く支援すべきであることから、こうした場合も利用可能となるよう要件緩和を図ること。

## **４．商業活性化施策の充実・強化**

人口減少・高齢化社会が進む中、商店街は地域の商業・サービス拠点であるとともに、地域コミュニティの中で、安全・安心な地域づくりに重要な役割を果たしていることから、意欲的な取組みを進める商店街等に対する支援策の充実・強化を図ること。

なお、現在、商店街等への国庫補助金は、地方公共団体を経由しない、いわゆる「空飛ぶ補助金」となっているが、地方分権改革の趣旨に鑑み、早期に地方公共団体に権限・財源を移譲することを検討すること。

# **Ⅱ　大阪・関西のポテンシャルを活かした成長促進**

## **１．健康・医療関連産業の世界的クラスター形成**

**＜中之島における未来医療国際拠点の形成＞**

中之島４丁目地区においては、再生医療をはじめとする最先端の「未来医療」の産業化と、その提供により国際貢献を推進する未来医療国際拠点の形成を進めており、その実現に向け必要な支援措置を講じること。

とりわけ、本拠点では、優れた医療技術等の海外展開や、国内外の難治性疾患患者への対応も重要な機能と位置付けており、これらは、わが国が推進するクールジャパン政策の狙いに合致することから、必要な支援を行うこと。  
※平成３０年６月最重点提案・要望において要望済み　

**＜ＰＭＤＡ関西支部の機能強化＞**

大阪・関西が有するライフサイエンス分野における強みを最大限活用し、革新的な医薬品等の実用化を促進するため、ＰＭＤＡ関西支部の持続的な運営支援及び同支部における再生医療分野の審査の実施について、必要な措置等を講じること。  
※平成３０年６月最重点提案・要望において要望済み

## **２．第四次産業革命での生産性向上やイノベーション創出への取組み**

**＜第四次産業革命スキル習得講座認定制度の拡充・改善＞**

ＡＩやＩｏＴ、データサイエンスなど第四次産業革命技術の社会実装が世界中で急速に進展する中、我が国においても幅広い分野で活用を進め、第四次産業革命の取組みによる生産性向上やイノベーション創出を実現させていく必要があるが、こうした取組みを進めるにあたっては、ＡＩやＩｏＴ、データサイエンス等の第四次産業革命スキルを有する人材が不可欠であることから、「第四次産業革命スキル習得講座」の講座数を増加させること。また、技術革新が日進月歩で進む分野であることから、最新技術が学べるよう、事業者による教育訓練内容の変更について柔軟かつ積極的に認めていくこと。

さらに、これらの講座については、起業や就職をめざす学生及び自営業の方なども積極的に受講していただくことが望まれることから、専門実践型教育訓練給付の対象とならない方の受講負担を軽減するため、講座実施事業者への補助制度等を創設するなど、必要な支援を行うこと。

## **３．新エネルギー産業の成長促進**

**＜水素関連産業の振興＞**

国においても、「水素基本戦略」が策定されるなど、水素社会の実現に向けた動きが加速しているところ。府内の水素関連産業の振興を促進させるため、以下の措置を図られたい。

①　水素基本戦略（平成29年12月策定）では、水素ステーションを2020年度までに160箇所程度、2025年度までに320箇所程度の整備、また、2020年代後半までに水素ステーション事業の自立化を目指すと示されている。水素ステーション整備目標が達成されるよう、今後もステーション整備補助及び運営補助を継続すること。

②　水素ステーション運営事業者の負担を軽減するため、検討が進められてきた水素ステーションにおける有人セルフ方式での充填については、運営事業者とドライバー間での契約締結や保安教育の受講等の要件を満たすことで可能とされた。しかしこの方式は、必ずしもステーションの従業員数の削減につながるものではないことから、さらに実効性のある内容の検討を進めること。また、遠隔監視によるステーション操業の許容に関する検討についても、早期に結論を得られるよう努めること。

③　燃料電池フォークリフト（FCFL）については、全国に先駆けて関西国際空港で実証・開発が行われたことにより、販売が開始されるに到っている。同戦略において、燃料電池フォークリフト（FCFL）や燃料電池バスの普及目標が示されたことなどから、これらの普及を促進するため、FCFL の導入補助の継続や燃料電池バスの導入補助の拡充を図ること。

また、既存の水素ステーションにおける燃料電池バス対応に伴う設備改修に対する補助制度やFCFLなどの新たな水素関連アプリケーションに対応した水素充填設備に対する整備・運営補助制度を創設すること。

## **４．競争力強化に向けた産業基盤の整備**

**＜堺・泉北臨海工業地域の競争力強化＞**

国は、石油安定供給の確保に向けて、石油コンビナートの国際競争力の強化や強靭化を進めているところであるが、堺・泉北臨海工業地域は、石油、化学、素材、エネルギー等多様な業種が集積し、年間の製造品出荷額は約3兆円となっている。当該地域は国にとっても産業政策上極めて重要な地域であり、引き続き、この地域が活性化していくために、国際競争力の強化に向けた設備投資の促進や公共性の高い産業基盤の整備に向けて、以下の施策を充実されたい。

①　国際競争力強化に向けた石油コンビナートの生産性の向上や強靭化に資する設備投資に対する支援制度を充実するとともに、以下の制度改善を行うこと。

・支援の対象をコンビナートを構成する関連事業者や施設にも拡大すること

・強靭化に資する支援資金の使途を拡大すること

・複数年度にわたる計画や事業所ごとの申請等柔軟に認めること

②　公共性の高い民有護岸等の耐震補強などの対策についても、全てを企業負担とすることなく、財政支援を充実・強化すること。

③　産業基盤を支えるライフラインである工業用水道事業の施設更新や耐震化等に対する補助制度について、支援対象の拡充を図られるとともに、安定的かつ継続的な財源の措置を講じること。

# **Ⅲ　多様な人材が活躍できる環境づくり**

## **１．障がい者雇用の促進**

平成３３年４月までに法定雇用率がさらに引き上げられることを踏まえ、障がい者の新規雇用拡大及び職場定着を促進するため、以下の施策を充実されたい。

**＜事業主への啓発強化及び助成金制度の拡充＞**

1. 障がい者雇用に対する事業主の取組みを促すために、下記事項について、メディアを活用するなど、効果的な周知啓発活動を実施すること。

・法定雇用率の引き上げ及びそれに伴う雇用義務の対象となる民間企業の従業員規模の変更等

・障がい者に対する差別禁止と合理的配慮の提供

・身体障害者手帳等を有していないが、障害福祉サービスの対象となっている疾病を含む難病患者や内部障がい者、高次脳機能障がい者及び発達障がい者（以下「難病患者等」）の勤務上必要な配慮事項等

1. 中小企業における障がい者雇用を促進するため、障害者雇用納付金制度における調整金及び報奨金の額を引き上げるとともに、報奨金を受けるための要件となる雇用障がい者数の引き下げを図ること。
2. 事業主に対する助成金制度を以下のとおり拡充すること。

・手話通訳担当者及び要約筆記担当者委嘱助成金の支給期間のさらなる延長

・難病患者等を障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加

**＜制度の拡充等＞**

1. 毎年、厚生労働省及び各都道府県労働局で公表されている「６月１日現在の障がい者の雇用状況」において、障がい者が実際に働いている事業所が所在する都道府県単位で雇用状況を把握・分析し、大阪府の状況に応じた対策を実施すること。
2. 難病患者等について、雇用率制度の対象に追加すること。
3. 大阪府の「聴覚障がい者等ワークライフ支援事業」には、手話による職業生活上の相談等が多く寄せられている。そのため府内ハローワークに設置する手話協力員の相談体制のさらなる拡充を図ること。

④　本府では、入札参加事業主における障がい者の実雇用率の状況を評価する総合評価一般競争入札制度等を導入し、障がい者雇用の拡大に効果を上げている。国においても同制度の導入を検討すること。

**２．労働環境の向上**

**＜いわゆるブラック企業への指導・監督の強化＞**

過度な長時間労働やサービス残業等の違法な労働を強要するなどのいわゆるブラック企業や学業への支障をきたすような働き方を強要するいわゆるブラックバイトが問題になっている。

大阪府と大阪労働局は平成３０年３月、「いわゆるブラック企業の撲滅に向けた共同宣言」を行い、事業主等に対する労働関係法令の周知啓発等に連携して取組むこととしているが、国においては、労働関係法令に違反している企業等への監督・指導など長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組みを引き続き強化すること。

**＜最低賃金の引き上げ＞**

最低賃金について、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして十分に機能するよう「働き方改革実行計画」等に明記されたとおり、引き続き、その引上げに努めること。

**３．あいりん地域対策の強化**

**＜「あいりん労働福祉センター」の耐震対策の推進＞**

「あいりん労働福祉センター」の耐震対策について、平成28年7月26日に開催された「第５回あいりん地域まちづくり会議」において、南海電鉄高架下への仮移転が決定しているが、将来の新労働施設の整備を含めて、国として同地域における職業紹介事業等を効果的に実施すること。

**＜あいりん地域における雇用対策の充実＞**

あいりん地域の不安定就労者の就業機会確保のため、建設事業主に対する社会保険制度の適正加入を促進させるとともに、「日雇労働求職者給付金」の支給要件の緩和など社会保険制度の柔軟な対応を図ること。

**４．ホームレスの方の就労機会の確保・提供**

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の再延長が決定されたが、大阪府では多くのホームレスの方が存在しており、引き続きホームレスの方の自立を支援するため、国の事業である「ホームレス就業支援事業」の委託費を増額すること。とりわけ、あいりん地域における、ホームレスの方の就労機会の確保について、適正な労働の対価を兼ね備えた中間的就労制度の創設などの制度整備を図ること。

**Ⅳ　国と地方の適正な役割分担について**

支援やサービスの重複とならないよう、国と地方公共団体の各種施策における役割と機能分担の明確化を図り、地域の実情に応じた効果的な施策展開を実施するため、地方分権改革の推進に向け、以下について要望する。

**１．ハローワークの地方公共団体への移管**

ハローワークの移管については、第６次地方分権一括法に基づく「新たな雇用対策の仕組み」を検証しながら、最終的には必要な人員・財源を合わせた全面移管に向け、検討を進めること。

※平成３０年６月最重点提案・要望において要望済み

**２．運輸事業振興対策の推進**

地方トラック協会及び全日本トラック協会が貨物自動車運送事業法に規定する地方適正化事業及び全国適正化事業並びに地方トラック協会からの出捐金により全日本トラック協会が実施する各種事業の費用については、「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づく政令により、都道府県が地方トラック協会に交付する運輸事業振興助成交付金を充てることができる旨、規定されているところである。

しかし、これらの事業については、法令に基づき国土交通省が実施させている事業又は全日本トラック協会が地方トラック協会の中央団体として全国統一的に実施しなければならない事業であることから、国費で措置すること。

あるいは、公金の適正執行の観点から、出捐金の使途に都道府県が関与できるようにするなど、その仕組みを見直すこと。